

川崎市中央卸売市場北部市場入場車両管理要領

(目 的)

第1条 この要領は、川崎市中央卸売市場北部市場（以下「市場」という。）において、市場業務条例第79条の規定による市場秩序を保持し、業務の適正な運営を確保するため、車両等の入場について必要な事項を定めるものとする。

(入場車両の登録及び駐車等の制限)

第2条 市場に入場しようとする者（以下「入場者」という。）は、必ずその車両を登録し、通行証の交付を受けなければならない。

2 入場者は、市場へ入場する車両及び駐車方法等について、市場長の指示に従わなければならない。

3 前2項の規定は、緊急車両等、市場長が特に認めた場合は除くものとする。

(通行証の区分)

第3条 通行証の区分は、次の区分により市場長が定める。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 青果卸及び花き部の事業者（従業員を含む） | 緑 色 |
| (2) 青果仲卸の事業者（従業員を含む） | クリーム |
| (3) 水産物部（水産仲卸を除く）の事業者（従業員を含む） | 青 色 |
| (4) 水産仲卸の事業者（従業員を含む） | 水 色 |
| (5) 関連事業者（従業員を含む） | 桃 色 |

【関連事業者のうち水産又は青果に関係する事業者に対して、該当する区分の通行証を発行することができる】

- | | |
|------------------------------|-----|
| (6) 青果商業協同組合員 | 赤 色 |
| (7) 売買参加者及びその他市場関係者 | 黄 色 |
| (8) 買出人及び一般来場者（以下「買出人等」という。） | 黄 色 |
| (9) 見学者及び工事関係者等の臨時入場者 | 白 色 |

2 通行証の区分は、特に効果面を考慮し、必要と認めるときはこれを変更する。

(通行証の申請及び交付)

第4条 通行証の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類により、市場長宛てに申請しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号から第6号の規定に該当する者にあつては、車両登録申請書（様式1）
- (2) 前条第1項第7号及び第8号の規定に該当する者にあつては、通行証交付申請書（様式2）
- (3) 前条第1項第9号の規定に該当する者にあつては、臨時通行証交付申請書（様式3）

2 市場長は、前項の申請がなされたときには、申請者に対して、次の書面の提示又は写しの添付を求めることができる。

- (1) 前条第1項第7号、第8号及び第9号の規定に該当する者にあつては、車検証及び

申請者の運転免許証

- (2) 前条第1項第7号の規定に該当する者のうち、売買参加者にあつては、所属組合の証明又は売買参加章
- 3 市場長は、第1項の申請に基づき審査を行い、適当と認められるものに対して、車両1台につき1枚の通行証を交付する。
- 4 第1項各号に規定する書類による申請は、市場長が別に定める場合には電子申請により行うことができる。

(通行証の掲示)

第5条 前条の通行証の交付を受けた者は、第3者が確認できるよう、通行証をフロントガラスに掲示しなければならない。

(買出人の範囲)

第6条 第3条第1項第8号に規定する買出人とは、市場内において青果、水産物、又はそれらの加工品、その他食料品等を、業務用として仲卸業者又は関連事業者から販売を受ける者をいう。

(買出人等の遵守事項)

- 第7条 買出人等は、市場に入場する車両について、市場長の指定する駐車区画に収まる車両で入場しなければならない。ただし、市場長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 2 買出人等が市場内で車両を駐車できる時間は、市場内で営業している店舗又は施設を利用するために必要な時間に限る。ただし、市場長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(通行証の再交付及び返還)

- 第8条 第4条の通行証の交付を受けた者は、その通行証を紛失又は毀損したときは、市場長にその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。
- 2 通行証の交付を受けた者が、登録した車両を変更したときは、市場長にその旨を届け出て、従前の通行証を返還するとともに、新たな通行証の交付を受けなければならない。
- 3 次の各号により通行証が不用となった者は、直ちに市場長に返還しなければならない。
- (1) 登録した車両を使用しなくなったとき。
 - (2) 登録の資格がなくなったとき。
 - (3) 第10条に該当し無効となったとき。
 - (4) 第11条第3項に該当し失効したとき。

(通行証の管理義務)

- 第9条 第4条の通行証の交付を受けた者は、通行証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 2 通行証の交付を受けた者は、自己の通行証の管理に十分注意を払わなければならない。

(通行証の無効)

第 10 条 市場長は、第 4 条の通行証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した通行証を無効とする。

- (1) 虚偽の申請で交付を受けたとき。
- (2) 譲り受け又は借用したとき。
- (3) 車両通行の規則及び駐車の手示に従わなかったとき。
- (4) ごみ持込又は不法投棄など市場秩序を著しく乱したとき。
- (5) その他使用に際し不正があったとき。

(有効期限)

第 11 条 通行証の有効期限は、原則として発行日又は一斉更新の日から 3 箇年とする。

(臨時通行証を除く。)ただし、市場長が必要と認める場合は、この期限を変更することができる。

- 2 臨時通行証の有効期限は、申請の都度、市場長が定める。
- 3 有効期限を経過した通行証は、その効力を失うものとする。

附 則

この要領は昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は令和 8 年 9 月 4 日から施行する。

通行証交付申請書

(宛先)川崎市中央卸売市場 北部市場長

受付使用欄		
受付日	発行番号	対応者
年 月 日		
対象車両	車両番号	メーカー名及び車名
	例)川崎 300 あ 12-34	例)トヨタ プリウス、ホンダ N-BOX等
申請種別	いずれかに○をしてください。	
	1 新規 2 車両入替 3 紛失・破損 4 更新	
申請区分	いずれかに○をしてください。	区分2の方は商号を記入してください。
	1 一般来場者 2 買出人等	(フリガナ)
(フリガナ)		連絡先・携帯
申請者氏名		
住所 (会社所在地)	いずれかに○をした上で、記入ください(都道府県の記載は不要です)。	
	1 川崎市 区	
	2 横浜市 区	
	3 市・区・ 町・村	

○誓約事項

私は、川崎市中央卸売市場北部市場入場車両管理要領に基づく車両通行証交付申請にあたり、川崎市中央卸売市場業務条例及び同施行規則を順守するとともに、下記の事項について誓約します。

下記□にレ点チェックを記入して下さい

- ☐ 上記、通行証交付申請書の記載事項に虚偽はありません。
- ☐ 通行証のコピーや又貸し等の不正使用はいたしません。
- ☐ 市場内にゴミ等を不法に投棄いたしません。
- ☐ 市場内において発生した事故、盗難等について市は一切責任を負わないことを了承します。
- ☐ 川崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。また、神奈川県暴力団排除条例に規定する利益供与等の行為をしている者ではありません。
- ☐ 誓約事項に違反した場合は、川崎市中央卸売市場業務条例第79条に基づき、市場への入場を制限される場合があることを確認しました。
- ☐ 記載した個人情報、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的以外の目的で利用されないこと、また、川崎市及び川崎市から委託を受けた業者以外の第三者に提供されないことを確認しました。

連絡先 Tel 044-975-2213(管理課) 044-975-2205(北門守衛室)

臨時通行証交付申請書

(宛先)川崎市中央卸売市場 北部市場長

受付使用欄										
受付日					発行番号		対応者			
年 月 日										
有効期限					入場時間		退場時間			
年 月 日					:		:			
(フリガナ)										
商号										
(フリガナ)					連絡先・携帯					
申請者氏名										
車両番号	例	川崎	300	あ	1234	3				
	1					4				
	2					5				
申請目的	いずれかにチェックしてください。 ☐ 見学 ☐ 工事 (作業場所:) ☐ その他 (概要:)									

○誓約事項

私は、川崎市中央卸売市場北部市場入場車両管理要領に基づく車両通行証交付申請にあたり、川崎市中央卸売市場業務条例及び同施行規則を順守するとともに、下記の事項について誓約します。

下記□にレ点チェックを記入して下さい

- ☐ 上記、通行証交付申請書の記載事項に虚偽はありません。
- ☐ 通行証のコピーや又貸し等の不正使用はいたしません。
- ☐ 市場内にゴミ等を不法に投棄いたしません。
- ☐ 市場内において発生した事故、盗難等について市は一切責任を負わないことを了承します。
- ☐ 川崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。また、神奈川県暴力団排除条例に規定する利益供与等の行為をしている者ではありません。
- ☐ 誓約事項に違反した場合は、川崎市中央卸売市場業務条例第79条に基づき、市場への入場を制限される場合があることを確認しました。
- ☐ 記載した個人情報、法令に基づく場合を除き、原則として利用目的以外の目的で利用されないこと、また、川崎市及び川崎市から委託を受けた業者以外の第三者に提供されないことを確認しました。